

住民票の写しの交付請求等における本人確認の方法に関する事務取扱要綱

(平成 20 年 7 月 1 日 区長決定)

(令和 8 年 6 月 1 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）並びに住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号。以下「住基省令」という。）及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号。以下「住民票の写し等省令」という。）に規定する本人確認を行う事務について、他に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(本人確認書類)

第 2 条 住民票の写し等省令第 5 条第 1 号、第 9 条第 2 号、第 11 条第 1 号イ、第 14 条第 1 号、第 18 条第 2 号及び第 20 条第 1 号イ並びに住基省令第 8 条第 1 号に規定する本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類並びに住基省令第 4 条第 2 項に規定する本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものは、官公署の発行した免許証、許可証又は身分を証する書面のうち本人の顔写真が貼付されたものであつて写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものをいう。

2 住民票の写し等省令第 5 条第 2 号、第 11 条第 1 号ロ、第 14 条第 2 号及び第 20 条第 1 号ロに規定する本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類及び住基省令第 8 条第 2 号に規定する本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものは、前項に規定した以外のもので次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等、身分を証する書面であつて本人の氏名が確認できるもの
- (2) 各種年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書
- (3) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項（同法第 22 条において準用する場合を含む。）に規定する書面その他の健康保険の資格確認書又は介護保険等の被保険者証

(4) 学生証

(5) 社員証・職員証、またはこれらに準ずる身分証明書等

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を用いて本人確認が可能なもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、本人の氏名が確認できるもの（氏名を自署したものを除く。）

3 前各項に規定する本人確認書類は、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。

(本人確認方法)

第3条 住民票の写し等省令第5条第2号、第11条第1号ロ、第14条第2号及び第20条第1号ロ並びに住基省令第8条第2号に規定する市町村長が適当と認める方法は、次に掲げるものをいう。

(1) 前条第2項1号から第5号までに掲げる書類2点を提示する方法又は前条第2項1号から第5号までに掲げる書類1点及び第2項7号に掲げる書類1点を提示する方法

(2) 前条第2項第6号に掲げる電磁的記録1点を提示する方法

(3) 前条第2項各号（第6号を除く。）に規定する書類1点を提示し、併せて請求を行う者を特定するため、住民基本台帳の記載事項等について質問を行い、本人であることを説明させる方法

(4) 前各号の方法によることができないときは、前号と同様の項目について質問を行い、本人であることを説明させる方法

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に被保険者証が交付されている者に対する本人確認については、当該被保険者証の有効期間（当該有効期間が令和7年12月2日以後の日に到来する場合は、令和7年12月1日）が到来するまでの間は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。